

## 【刑 法】

**問題** 次の事例における甲の罪責を検討しなさい（特別法違反の点を除く）。

暴力団構成員であり幹部でもある甲は、自身が所属している組の組長からささいなことを理由に激しく叱責され、気分を変えるために同組の事務所を飛び出し、飲みにも行こうと考え繁華街を歩いていると、前方15メートルほどのところをA（やはりチンピラ風の男性で、年齢、身長、体重は甲とほぼ同じであった）が自分の方に向かって歩いてくることに気付き、「ちくしょう、組長の野郎、理不尽に怒りやがって。ムシクシヤするので前から歩いてくるあの野郎をぶん殴ってやる」と勝手に決意し、Aとすれ違う寸前に同人の前でいきなり立ち止まり、「てめえの顔つきが気に入らねえ」と叫びながら左手でAの胸倉をつかみ、その顔面を右手手拳により4回にわたって殴打し、さらに両手で胸倉をつかみながら同人を地面より持ち上げ、そのうえで思いきり同人の身体を地面に叩きつけたところ、Aはぐったりとして動かなくなってしまった。

倒れたAの側には同人が携帯していたセカンドバッグが落ちており、それを見た甲はバッグを拾い中身を確認すると現金2万円が入っている財布を見つけ、甲は「この金で気分直ちに豪遊だ」と思い、財布の中から2万円を取り出すとそれを自分の上着ポケットにしまい込み「いい気味だぜ」といいながら、バッグおよび財布をAが倒れている側に投げ捨てるとその場所を立ち去った。

倒れたままのAは、まもなく通行人の通報により救急病院に搬送されたが、医師によりすでに死亡していることが確認された。その後の解剖および身元確認のための捜査によって、Aはかねてから脳梅毒に罹患しており、顔面殴打のうえ地面に激しく叩きつけられたことによって脳組織が劇的に崩壊したことが死因であって即死であったことが確認されたが、通院および服薬の記録がなかったことからA自身がそのような病気に罹患していることに気付いておらず、また普通に日常生活を継続していたことが確認された。

しかし、警察が身元確認のため同人の衣服・所持品を調べていたところ、Aの着用していたコートの右ポケットから刃渡り15センチメートルのバタフライナイフおよび犯行計画を記載したメモが発見され、それによると、Aは甲の所属する暴力団とは対立状態にある暴力団の構成員であり、実は組幹部から甲の殺害を命令されていたことが判明した。メモには甲の容貌風体が詳細に説明され、その日常慣習、頻繁に出入りする飲食店の場所等も明記されていた。また、

病院への搬送時、Aの死体の右手はコート右ポケットのなかにあった前記バタフライナイフを握りしめたままであり、Aが甲に殴られた場所も甲の行きつけの飲食店付近であったことからすると、Aも甲を殺害する目的でその辺りを徘徊し、甲を発見してまさに刺突しようとする直前であったことがあらためて判明した。